

新潟市告示第 2 3 3 号

県道区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，県道区域を次のよう
に変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般
の縦覧に供する。

平成 1 9 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	変 前 後 更 別	敷 地 の	
			幅員 (m)	延長 (m)
一般県道	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番 3 地先から	前	17.5 ~ 31.5	129.0
白山停車場女池線	新潟市中央区一番堀通町 2 番 2 地先まで	後	21.5 ~ 38.0	129.0